

令和元年9月吉日

消費税率改定によるタクシー運賃の改定について (東京都 23 区・武蔵野市・三鷹市エリア)

令和元年10月からの消費税率改定により、国土交通省から新たな公定幅運賃が公示され、本年10月1日より実施となりますのでお知らせいたします。

◆ 新運賃について(23区・武蔵野市・三鷹市エリア)

[概要]

タクシーは国が定めた公定幅運賃の中から、各タクシー事業者の判断で選択し運賃が決定されます。
なお、今回の消費税率改定による公定幅運賃は次のとおりです。

<一般的な普通車の場合>

(旧)

	初乗り運賃 (1.052km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速 10km/時以下)
A 運賃(上限)	410 円	237m ごと 80 円	1分30秒ごと 80 円
B 運賃	400 円	243m ごと 80 円	1分30秒ごと 80 円
C 運賃	390 円	249m ごと 80 円	1分30秒ごと 80 円
D 運賃(下限)	380 円	256m ごと 80 円	1分35秒ごと 80 円



(新)

	初乗り運賃 (1.052km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速 10km/時以下)
A 運賃(上限)	420 円	233m ごと 80 円	1分25秒ごと 80 円
B 運賃	410 円	239m ごと 80 円	1分30秒ごと 80 円
C 運賃	400 円	245m ごと 80 円	1分30秒ごと 80 円
D 運賃(下限)	390 円	251m ごと 80 円	1分30秒ごと 80 円

* タクシー事業者は上記から一つ運賃を選択(届け)し、営業を行っております。

◇問い合わせ先

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 総務部 広報担当
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番13号 自動車会館6階
TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665 E-mail admin@taxi-tokyo.or.jp

令和元年9月吉日

消費税率改定によるタクシー運賃の改定について (多摩エリア)

令和元年10月からの消費税率改定により、国土交通省から新たな公定幅運賃が公示され、本年10月1日より実施となりますのでお知らせいたします。

◆ 新運賃について(多摩エリア)

[概要]

タクシーは国が定めた公定幅運賃の中から、各タクシー事業者の判断で選択し運賃が決定されます。
なお、今回の消費税率改定による公定幅運賃は次のとおりです。

<一般的な普通車の場合>

(旧)

	初乗り運賃 (2km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速 10km/時以下)
A 運賃(上限)	730 円	276m ごと 90 円	1 分 40 秒 ごと 90 円
B 運賃	720 円	280m ごと 90 円	1 分 45 秒 ごと 90 円
C 運賃	710 円	284m ごと 90 円	1 分 45 秒 ごと 90 円
D 運賃(下限)	700 円	288m ごと 90 円	1 分 45 秒 ごと 90 円



(新)

	初乗り運賃 (2.0km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速 10km/時以下)
A 運賃(上限)	740 円	271m ごと 90 円	1 分 40 秒 ごと 90 円
B 運賃	730 円	275m ごと 90 円	1 分 40 秒 ごと 90 円
C 運賃	720 円	279m ごと 90 円	1 分 40 秒 ごと 90 円
D 運賃(下限)	710 円	282m ごと 90 円	1 分 45 秒 ごと 90 円

* タクシー事業者は上記から一つ運賃を選択(届け)し、営業を行っております。

◇ 問い合わせ先

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 総務部 広報担当
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番13号 自動車会館6階
TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665 E-mail admin@taxi-tokyo.or.jp